

## 平成20年度 出資団体監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査  
 2 監査対象 財団法人 三重北勢地域地場産業振興センター  
 商工農水部 工業振興課(出資に関する事務の所管課)  
 3 監査実施期間 平成21年1月23日  
 4 監査結果報告 平成21年3月31日

### 監査の結果(所見)

### 措置(具体的内容)・対応状況

#### 【財団法人 三重北勢地域地場産業振興センター】

<p>(1)会計規程の見直しについて        財団法人三重北勢地域地場産業振興センター会計規程の内容について、つり銭等日々の現金支払いにあてる手持現金の保有限度額が10万円であることや、毎月末に残高証明書と帳簿との照合を行うこと等、現状の会計処理と不整合の部分が見受けられるので、運用上不都合が生じる場合は規程内容の改正を行うこと。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成20年12月25日        当センターの会計規程を次のとおり改正した。        手持現金の保有限度額10万円は、現状の現金出納に必要なつり銭資金を勘案して、次のとおり改正した。        【改正後】        第30条 会計責任者は、日々の現金支払い等にあてるため、手持現金をおくことができる。        定期的に現金預金等の出納状況をチェックするため、次のとおり改正した。        【改正後】        第31条 預貯金については、毎月末に通帳残高、毎年1回その残高証明書により帳簿と照合しなければならない。</p>
<p>(2)理事会の運営について        理事会は当法人の運営に関する重要な事項の意思決定機関であり例年2回開催しているが、毎回全体の半数から3分の2にあたる理事が委任状を提出し表決を委任している現状である。将来の経営方針について、十分な論議を重ねて最終意思決定を行うためにも、構成メンバーの見直しも含めて理事会の適正な運営について検討を図ること。【検討事項】</p>	<p>【検討中】 平成21年9月30日        公益法人制度改革において、理事会、評議員、評議員会が法定の機関となり、新制度に移行する際には、法律に基づき選任等の手続を定款に定め、評議員の選任等を行うことが必要となる。        また、新制度では、これまで認められていた委任状による代理出席が認められなくなり、理事会、評議員会には、理事や評議員本人の出席が必要となることから、構成メンバーの見直しも含め、理事会の適正な運営について十分に検討をしていく。</p>

<p>(3)ビジネスインキュベータ事業について          新たな事業の創出や、新技術・新商品の開発等による新事業への挑戦を目指す起業家を支援するためにビジネスインキュベートルームを開設している。ここに入居した起業家がしっかりと育ち自立してこそ、インキュベータ事業が展開していくので、場所の提供だけでなく、市、県及び三重県産業支援センターと連携した資金的な支援や各分野の専門家によるビジネス上のアドバイス等も併せ、充実を図るとともに、当事業のさらなるPRを要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成21年9月30日          当センターでは、市、県及び三重県産業支援センターと連携した資金的な支援はもとより、ビジネスインキュベータマネージャーによる経営相談を充実していく。          また、入居企業の募集にあたっては、ホームページへの掲載及び各機関とのリンクの充実を図り、制度のPRに努める。なお、3年満了で退室した企業家についても、各関係機関との連携を図り、アドバイス等の支援に努めていく。</p>
<p>(4)経営改善努力について          受取補助金5,500万円減少により大幅収入減となっているが、事業収入を維持し、かつ事業経費を削減することにより2,500万円をカバーしたことは、大きな経営努力として評価したい。ただし、結果は損失計上であり、人件費を主とする管理費の比重が大きく損益分岐点は高い。したがって、固定費圧縮に加えて営業規模の拡大が重要なポイントと思われる。今後はさらに積極的に事業収益の拡大を図り、早期に黒字転換し、正味財産の増加の努力を図られたい。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成21年9月30日          センターの事業収入の主なもの、貸館事業と需要開拓事業であり、それぞれ、経費の削減を図るとともに、貸館事業においては、交通の利便性等を強調しPRを活発に行うとともに、顧客満足をあげるための各種サービスの強化を図り、利用率のアップに努める。          営業規模の拡大については、需要開拓事業に重点をおき、名品館での「じばさん市」「感謝フェア」「グランドセール」などのイベントの充実を図り、地場製品の普及・PRに努める。また、県内のイベントをはじめ東海地区や大都市圏への出展を積極的に行い、販売促進、事業収益の増に努める。</p>
<p>(5)人材育成事業について          地場産業の健全な育成を図る目的のために様々な総合振興事業を実施しているが、その中の人材育成事業について、平成19年度は小学生対象のじばさん講座を除くと地場産業経営強化セミナー1講座のみの実施であった。また、産学連携技術者育成講座事業は平成20年度から高度部材イノベーションセンターに移行されたこともあり、全事業の中での人材育成事業の比率を上げ、内容の充実を図るよう検討を行うこと。【検討事項】</p>	<p>【継続努力】平成21年9月30日          地場産業経営強化セミナーについては、各組合に対し、徹底した周知を図り、業界の課題や問題点に解決策を提示できる研修を開催して、業界の活性化を図れるよう支援していく。          また、後継者育成においても、組合からの要望を聞き、今後の具体的な事業展開に向けて支援方法について検討をしていく。</p>
<p>【商工農水部 工業振興課】</p>	
<p>(1)公益法人の認定について          公益法人制度改革に伴い、現行の公益法人は5年以内に公益認定を受けた法人または公益認定を受けない一般法人のいずれかに移行しなければならない。当法人の名品館での販売業務や貸館業務について、県の見解では公益認定が難しいということであるが、単に利益を上げる目的だけではなく地場産業の紹介やPRの面で大いに寄与していることから、今後、他県での動向も見ながら、財務運営上、有利な公益法人としての認定に向けて、当法人と協力して県への働きかけを積極的に行っていくよう要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成21年9月30日          公益法人制度改革において、一般法人より財務運営上有利な公益法人としての認定に向けて、当法人と協力して県に働きかけを行っていく。</p>